

通所リハビリテーションセンター仁風荘運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人養和会が開設する指定介護（指定介護予防）通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護（指定介護予防）リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 通所リハビリテーションセンター仁風荘
- 二 所在地 鳥取県米子市上後藤 3-5-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者（兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医 師（兼務） 1名
医師は、利用者の医学的管理を行う。自らも指定介護（指定介護予防）リハビリテーションの提供に当たる。
- 三 理学療法士又は理学療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、個別援助計画に基づき指定介護（指定介護予防）リハビリテーションの提供に当たる。
- 四 看護職員又は介護職員 7名以上
看護職員は、個別援助計画に基づき指定介護（指定介護予防）リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営 業 時 間 午前8時～午後7時
サービス提供時間 午前8時30分～午後5時30分
延長サービス時間 午前8時～午前9時30分、午後5時～午後7時

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、70人とする。

((指定介護(指定介護予防)リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額))

第7条 指定介護(指定介護予防)リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定介護(指定介護予防)リハビリテーション
- 二 居宅と事業所間の送迎
- 三 食事の提供
- 四 入浴介助
- 五 個別リハビリテーション
- 六 時間延長サービス

指定介護(指定介護予防)リハビリテーション事業所におけるサービス提供時間が8時間以上の時間延長サービス

- 2 指定介護(指定介護予防)リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護(指定介護予防)リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - 二 食 費
 - 三 おむつ代
 - 四 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、米子市、境港市、西伯郡とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定介護(指定介護予防)リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた

取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定介護（指定介護予防）リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を

図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設長が理事長の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年3月1日から施行する。

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。